消火栓点検

南町の隊員様から消火栓に水が溜まっているとの報告を頂き、奥村総隊長がチェックしました。

消火栓の底は地面になっており雨水は自然に地面に沁み込んでいくものですが雨水流入量が沁み込み量よりも多く水が溜まる状態になっていました。
しかるべく対応いたしますが、当面の通常点検時には柄杓で水を掻き出していただきたく消火ボックスに柄杓を用意しました。なおこの消火栓とホース収納箱(No20)との距離が15mで位置が悪いとの意見をいただきましたがホース接続に距離は障害となりませんのでご理解ください。

犬の糞の後始末のお願い

公園に犬の糞が頻繁に放置されているとの苦情が複数寄せられました。自治会では従来注意喚起の看板をフェンスに張り付けるなど対策を講じてまいりましたが、このたび写真のようなフラッグを八反田公園とコモンライフ公園に立て愛犬家への一層の注意喚起をおこなうこととしました。
犬の糞の放置は実は犯罪であり条例でも禁止され悪質な場合は罰金が課せられることもあります。とくに私有地に糞を放置して訴えられ高額の罰金判決が下された事例もありますのでくれぐれもご注意ください。

また犬の糞が乾燥し風に吹かれて飛ぶことでウィルスや病原菌がまき散らされるとになります。

コモンライフ公園

八反田公園

今宿自治会だよりがインターネットで簡単に検索できます。「**今宿自治会だより**」と入力し検索下さい。

道路にはみ出た枝の切除のお願い

夏の間に茂った植木の枝がフェンスや石塀を超えて公道にはみ出した光景が町内のいたるところに見られます。歩いているとき車を避けて道の端に寄った時に木の枝が顔に当たることや、夜間自転車で走るときに思いもかけず枝が当たりあわや転倒といったヒヤリ事例もあります。
このようなとき、被害が発生した場合は所有者は損害賠償の義務を負うことになります。
道路法という法律では私有地と公道の境界で、地面から2．5mの高さまでは木の枝が公道側に出てはいけないと決まっています。
どうか今一度自宅の植木がどうなっているかご確認されはみ出ている場合は剪定されることをお願いいたします。

自転車通行の安全のため路面からの高さ２．５mまで枝を剪定してください。根拠：道路法

参考：自動車道の場合は高さ4．5mとなります。

人権講演会のDVD貸し出し

去る8月21日開催予定でした守山市人権同和教育研究大会に伴う講演会が中止となりましたが、講演内容を記録したDVDが下記要領で貸し出されますので、サークル活動などで必要なかたはご利用ください。
貸出期間：10月1日～来年3月15日
申込み先
市の人権政策課：Tel　582－1116
各公民館；{守山会館：Tel　583－5229}
　内容　「コロナの状況下におけるネットと人権」
　　講師：佐藤佳弘（武蔵野大学名誉教授）

台風時のごみ回収コンテナの扱い

台風の季節となりました。ゴミステーションの灰色のケース「回収コンテナ」と言いますが、外に置いた場合置き方によっては強風で飛んでいくことがあります。台風到来の前日に回収コンテナはケージ内に入れていただくか、ケージが小さくて収納できない場合は、壁際に置く、下向きに重ねて置くなど風の影響を受けにくい状態で置いていただくようお願いいたします。

学区民のつどい中止

10月17日開催予定の「学区民のつどい」は事前の準備に相当の期間を要するためコロナ蔓延下の8月末に中止決定となりました。